

山形県告示第 323 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 3 年 4 月 9 日

山形県知事 吉村 美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米沢市	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和 3 年 6 月 1 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	東部コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後 1 時から 午後 2 時まで	上郷コミュニティセンター	
		同	午後 2 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	万世コミュニティセンター	
		同 月 2 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	三沢コミュニティセンター	
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	南原コミュニティセンター	
		同 月 3 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	窪田コミュニティセンター	
		同 月 4 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	西部コミュニティセンター	
		同 月 7 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	南部コミュニティセンター	
		同 月 8 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	北部コミュニティセンター	
		同 月 9 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	米 沢 市 営 プ ー ル	
		山辺町	同 月 10 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	
中山町	同 月 11 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	中 山 町 役 場		
西川町	同 月 14 日	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	西川町役場大井沢支所		
	同	午後 1 時から 午後 3 時まで	西 川 町 役 場		
朝日町	同 月 15 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	朝日町開発センター		
大江町	同 月 16 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	大江町民ふれあい会館		
河北町	同 月 17 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	溝延研修センター		
	同	午後 1 時から 午後 2 時まで	農村環境改善センター		
	同 月 18 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	河 北 町 民 体 育 館		
酒田市	同 月 21 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	平 田 総 合 支 所		
	同 月 22 日	午前 11 時から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所		
	同 月 23 日	午後 1 時から 午後 4 時まで	八 幡 総 合 支 所		
	同 月 24 日	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	広野コミュニティセンター		
	同	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	松山農村環境改善センター		

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称		
酒田市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 25 日	午前9時30分から 午後3時まで	酒田市総合文化センター	一般社団法人 山形県計量協会	
		同	月 28 日	午後1時から 午後4時まで			
		同	月 29 日	午前9時30分から 午後4時まで			
		同	月 30 日	午前9時30分から 午後4時まで			
		同	年 7 月 1 日	午前9時30分から 午後4時まで			
		同	月 2 日	午前9時30分から 午後3時まで			
遊佐町	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 5 日	午後1時から 午後3時30分まで	吹浦まちづくりセンター		
		同	月 6 日	午前9時30分から 午後2時30分まで	遊佐町民体育館		
川西町		同	月 7 日	午前10時から 午後2時30分まで	川西町民総合体育館		
		同	月 8 日	午前10時から 午後2時30分まで			
高畠町		計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 12 日	午前10時から 正午まで		糠野目生涯学習センター
			同	同	午後1時30分から 午後3時まで		和田地区公民館
	同		月 13 日	午前10時から 午後2時30分まで	中央公民館		
南陽市	同		月 15 日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市勤労者総合福祉センター (ワトワセンター南陽)		
	同		月 16 日	午前10時から 午後2時30分まで			
	同		月 19 日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市防災センター (沖郷公民館)		
	同	月 20 日	午前10時から 午後2時30分まで				
上山市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 26 日	午前10時から 午後2時30分まで	上山市役所(南側車庫棟前)		
		同	月 27 日	午前10時から 午後2時30分まで			
		同	月 28 日	午前10時から 午後2時30分まで			
小国町		同	年 8 月 4 日	午前10時30分から 午後2時30分まで	小国町役場(東側駐車場)		
飯豊町		同	月 5 日	午前10時30分から 午後2時30分まで	飯豊町町民総合センター		
白鷹町		同	月 6 日	午前10時から 午後2時30分まで	白鷹町役場(スクールバス車庫)		
寒河江市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 17 日	午前10時から 午後2時30分まで	西部地区公民館		
		同	月 18 日	午前10時から 午後2時30分まで	寒河江市役所 (重機車庫前)		
		同	月 19 日	午前10時から 午後2時30分まで			
		同	月 20 日	午前10時から 午後2時30分まで			
長井市		計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	月 25 日	午前10時から 午後2時30分まで	長井市役所(新庁舎)車庫	
			同	月 26 日	午前10時から 午後2時30分まで		
	同		月 27 日	午前10時から 午後2時30分まで			

山形県告示第 324 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 3 年 4 月 9 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米沢市	計量法施行 令第 10 条に 規定する非 自動はかり、 分銅及びお もり	令和 3 年 6 月 1 日から 同 年 12 月 24 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の所在 場所又は指定定期検査機関 が指定する場所	一般社団法人 山形県計量協会
酒田市				
寒河江市				
上山市				
長井市				
南陽市				
山辺町				
中山町				
河北町				
西川町				
朝日町				
大江町				
高島町				
川西町				
小国町				
白鷹町				
飯豊町				
遊佐町				